

家守りホールディングス 事業者届出書

※お手数ですが下記の太枠内のみ、ご記入下さいませ。

ご記入日： 年 月 日

事業者名	<フリガナ>				印	
代表者名						
申込担当者様	担当者名	<フリガナ>				
	所属		御名前			
	メールアドレス：					
住所	〒					
TEL/FAX	TEL：		FAX：			
設立年月日	西暦	年	月	日	従業員数	人
資本金	万円	組織	<input type="checkbox"/> 株式	<input type="checkbox"/> 有限	<input type="checkbox"/> 個人	
事業内容/年間棟数	主な事業内容	年間棟数				
	<input type="checkbox"/> 不動産仲介事業	<input type="checkbox"/> 1~10	<input type="checkbox"/> 11~	<input type="checkbox"/> 51~	<input type="checkbox"/> 101~	
	<input type="checkbox"/> 注文住宅事業	<input type="checkbox"/> 1~10	<input type="checkbox"/> 11~	<input type="checkbox"/> 51~	<input type="checkbox"/> 101~	
	<input type="checkbox"/> 建売住宅事業	<input type="checkbox"/> 1~10	<input type="checkbox"/> 11~	<input type="checkbox"/> 51~	<input type="checkbox"/> 101~	
	<input type="checkbox"/> リフォーム事業	<input type="checkbox"/> 1~10	<input type="checkbox"/> 11~	<input type="checkbox"/> 51~	<input type="checkbox"/> 101~	
<input type="checkbox"/> 賃貸事業	<input type="checkbox"/> 1~10	<input type="checkbox"/> 11~	<input type="checkbox"/> 51~	<input type="checkbox"/> 101~		
所属団体	<input type="checkbox"/> 都道府県宅建協会（全宅連）		<input type="checkbox"/> 一般社団法人 全国住宅産業協会			
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人 ハトマーク支援機構		<input type="checkbox"/> 一般社団法人 日本木造住宅産業協会			
	<input type="checkbox"/> 一般社団法人 不動産流通経営協会		<input type="checkbox"/> 一般社団法人 プレハブ建築協会			
	<input type="checkbox"/> 公益社団法人 全日本不動産協会		<input type="checkbox"/> 一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会			
当社ホームページへの掲載許可	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない					
免許等	宅建業法による許可	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し				
		都道府県		許可		
	-		第		号	
	許可日 平成		年		月 日	
建設業法による許可	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し					
	都道府県		許可			
	-		第		号	
	許可日 平成		年		月 日	
支店 定休日	営業日（ : ~ ; ）					
登録商品 (チェック部がご 利用可能です)	不動産売買 物件向	<input checked="" type="checkbox"/> インспекション（建物状況調査）		<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅売買瑕疵保険		
		<input checked="" type="checkbox"/> 維持管理アフターサービス（家守りMUST）		<input type="checkbox"/>		
	新築物件向	<input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査・保証		<input checked="" type="checkbox"/> 第三者施工中品質検査		
		<input checked="" type="checkbox"/> お引渡し後定期点検		<input type="checkbox"/>		
<input checked="" type="checkbox"/> 維持管理アフターサービス（家守りMUST）		<input type="checkbox"/>				
瑕疵保険法人	(登録の新築瑕疵保険法人名)					

※当社のサービス規定をご確認の上、本事業者届出書をご提出ください。※当社は上記の得意先情報を事業以外に情報乱用しないことをお約束いたします。

※登録費用：登録費用3万円（登録審査事務手数料含 登録翌月払い）、年会費：なし

※個別のご利用サービス毎に必要な書類がございますので、サービス利用前にご確認のほどお願い申し上げます。

【社内処理欄】

弊社受領日	代理店	事業者コード

株式会社家守りホールディングス

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-5-4 借楽ビル（外神田）5階

Tel:03-6860-0087 / Fax:03-6860-0088

(株)家守りホールディングス サービス規程

登録事業者(以下 甲という)と株式会社家守りホールディングス(以下 乙という)は、乙が提供するサービスについて、甲乙間の取引に関しては以下の通りとする。

第1条(請求・支払方法)

甲から乙への支払い方法は、以下の通りとする。

締切日 月末日締め、支払日 翌月末日、請求書必着日 10日、支払方法 振り込み

第2条(遅延損害金)

甲が乙に対する債務の弁済を怠ったときは、乙に対し遅延の翌日から完済の日まで、日歩5銭の割合による遅延損害金を支払う。

第3条(取引の停止)

第1条に定める支払日を甲が乙に対し遵守できなかった場合、乙は甲に対する取引を停止することができる。

第4条(期限の利益の喪失)

下記の各号の場合に、乙の請求を受けたときは甲は期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を一時に弁済しなければならない。

- 1) 甲が乙に対する業務委託料支払債務その他、一切の債務又は本契約以外の契約上の債務につき支払を怠ったとき。
- 2) 甲が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け又は民事再生手続、会社更生手続の開始若しくは破産の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき。
- 3) 甲が資本減少、営業の廃止又は変更、解散の決議をしたとき。
- 4) 甲が自己振出し若しくは引受けた手形又は、小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態になったとき。
- 5) 甲が本契約又は本契約に基づく個々の契約(以下、個別契約という)の条項に違反したとき。
- 6) その他、甲の財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第5条(即時解除)

前条第1項の各号の一つに該当する事由が発生したときは、乙は何らの通知、催告も行うことなく直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除し、甲に対して損害賠償の請求をすることができる。

2. 本契約が終了した場合においても契約終了以前になされた個別契約は有効であり、甲と乙との間の権利・義務関係に何ら影響を及ぼさない。但し、乙が受託した本業務に関して業務委託料全額を受領していない場合、乙は甲に対し当該本業務を履行する責任を負担しないものとする。

3. 甲または乙は相手方に90日以上前に書面による通知を行うことにより本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

第6条(請求・支払方法の変更)

「第1条(請求・支払方法)」を変更する場合、甲乙間で取引条件について改めて協議し、合意した場合のみ変更できるものとする。

第7条(損害賠償)

乙が本契約に従い委託業務を受注し、委託業務に起因する損害が甲に生じたときは、乙は受注価格を限度として賠償責任を負担する。

2. 前項に関わらず、乙は、住宅建設工事等の施工に伴い通常避けることのできない事象により生じた甲の損害については乙は一切責任及び負担を負わず、また乙が委託業務の遂行に際して第三者に損害を与えた場合において乙が負担する賠償責任の範囲は、当該第三者又はこれに対応する甲に発生した直接かつ現実的な損害に限られるものとする。(慰謝料、逸失利益等の賠償責任は一切負わない)

第8条(反社会的勢力排除)

甲及び乙は、相手方(相手方の取締役、監査役、執行役、執行役員、顧問、相談役及びその他実質的に相手方の経営若しくは運営を支配し又は相手方の経営若しくは運営に関与している者並びに本契約に基づく取引において相手方を代理又は媒介する者を含む)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、何らの通知、催告を行うことなく、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはその関係者、その他反社会的勢力(以下暴力団等反社会的勢力という)であるとき、又は暴力団等反社会的勢力が相手方の経営若しくは運営に実質的に関与しているとき。
 - 2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力又は暴力団等反社会的勢力の関係者を利用するなどしているとき。
 - 3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 4) 本契約に関連する契約(以下本関連契約という)の当事者又は代理若しくは媒介を行う者が暴力団等反社会的勢力であることが判明し、本関連契約の解除その他の必要な措置(以下本件措置という)を講ずるよう求められたにも関わらず、正当な理由なく直ちに本件措置を実施、完了しないとき。
 - 5) 暴力団等反社会的勢力との間で、法令上の義務がないにも関わらず、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し若しくは運営に資することとなる何らかの関係を有しているとき。
 - 6) 暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に関与している企業、団体又は個人であることを知りながら、これを使用しているとき。
 - 7) 本契約に基づく取引に関し、暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けたにもかかわらず、当該介入の事実に関する報告を怠ったとき。
 - 8) 暴力的、脅迫的又は威圧的な違法行為を行ったとき。
 - 9) 偽計又は威力を用いて業務を妨害したとき。
 - 10) 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)及び同施行規則等、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)並びに暴力団排除に関する条例のいずれか一つにでも違反したとき。
2. 甲及び乙は、自己が前項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても当該事由のいずれにも該当しないことを相互に確約する。
3. 本条第1項に基づく解除がなされ、解除権を行使した者(以下解除権者という)に損害が発生したときは、解除権を行使された者(以下被解除権者という)は、解除権者に生じた損害を賠償する。また、被解除権者はこの解除と同時に解除権者に対して有するすべての債務についての期限の利益を喪失する。
4. 甲及び乙は、本関連契約の当事者又は代理若しくは媒介を行う者が暴力団等反社会的勢力であることが判明し、本件措置を講ずるよう相手方から求められたときは、正当な理由がある場合を除き、直ちに本件措置を実施、完了する。
5. 甲及び乙は、本契約に基づく取引に関し、暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を相手方に報告する。

第9条(協議)

本手引きに定めのない事項については、また本手引きの解釈につき疑義もしくは紛争が生じたときは、甲及び乙は誠実に協議の上、解決するものとする。

事業者届出の際の確認事項

■登録の流れ

- ・当社のサービスのご活用のために、まずは事業者様のご登録が必要となります。
- ・事業者届出書をご確認の上、その他必要書類とあわせてご返送ください。
- ・登録の事務手続き完了後、登録受付の書類を発送することで登録完了となります。
(既に、家守りホールディングスに事業者登録がお済の方の重複しての御登録は不要です。)

1	登録資料のご請求	弊社に事業者登録資料をご請求ください。 TEL03-6860-0087 ※登録料に関する記述もございますので、必ずご確認くださいませようお願いいたします。
2	登録資料の受け取り	事業者届出書及び当社の事業メニュー料金等の資料をご送付申し上げます。
3	事前確認	担当者から電話連絡をいたします。
4	登録完了	弊社で書類を確認し登録手続きを行います。登録完了した場合は、ご連絡させていただきます。

■家守りホールディングス サービス規定

1	利用サービス	不動産売買物件、新築物件に対して(株)家守りホールディングスが行う品質向上や維持管理サービス
2	申込資格	1) 不動産売買及び仲介を行う宅建業者または、建物の建設を行う建設事業者 2) サービス規定の内容を了承し、「家守りホールディングス事業者届出書」を提出したもの
3	申込資格	1) 企業の基礎状態・信用力等が一定のレベルにあると(株)家守りホールディングスが認めたもの 2) 本サービスの利用及び住宅の供給における不正又は不誠実な行為をする恐れが明白にないこと
4	登録の手続き	本サービスを利用する者は、事前に事業者届を行い、登録事業者となる必要があります。 届出に際しては、以下の書類をご提出ください。 1) (株)家守りホールディングス 事業者届出書 2) 建設業許可証 (写) 3) 宅地建物取引業免許証(写)
5	登録料	・新規登録料：30,000円 (税別) ・年会費：無し ・登録料は完了翌月払い
6	各種サービスに関わる支払方法	(株)家守りホールディングスの各種サービスに係わる支払は、当社提携銀行預金口座振替もしくは当社が定める方法でのお支払となります。
7	個人情報の取り扱いについて	(株)家守りホールディングス ホームページにある『個人情報の取り扱いについて』をご確認ください。 https://iemamori.co.jp/privacy/